

同 志 社 大 学

2015 年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2016 年 3 月 7 日提出

所 属	職 名	氏 名
政策学部	教授	久保 真人
研 究 題 目	司法改革後の弁護士の労働環境の変化と職務の特性がストレスに及ぼす影響	
研 究 成 果 の 概 要	<p>従来、弁護士は、プロフェッショナルの代表的職種であり、その専門性、自律性の高さからストレスとは無縁の存在だとみなされてきた。しかし、近年、横領や職務義務違反、怠業など弁護士の不祥事が頻発している。また、職務に伴うストレスから心身のバランスを崩し、休職に至る弁護士が増加している。</p> <p>弁護士白書（2012年版）によると、弁護士会の会員数は、答申の出た1997年の15,866人と比較して、直近の2012年は32,088人と倍増している。弁護士数の急増は、経済的に恵まれているとされている弁護士の所得の減少につながっている。また、弁護士の経済状況が厳しさを増す中、その労働環境も変わりつつある。2011年に実施された日本弁護士連合会（日弁連）のワークライフバランス調査では、男性弁護士で65%、女性弁護士で71%の人が、現在あるいは過去にストレス症状を経験したと回答している。しかし、司法改革の前後で、個々の弁護士の生活や労働環境がどのように変わったのかなど、具体的な状況については十分なデータが得られていない。さらに、弁護士の労働環境、ストレス因などに関わる学術的研究は、わが国では皆無であり、海外の文献もほとんどないため、急増するストレス事例への有効なメンタルヘルス対策を講じようにも、そのための基礎データがなく、対策は現場の経験に頼らざるを得ないのが実状である。</p> <p>2015年度は弁護士を対象としたインタビュー調査をおこない、その労働環境の把握に努めた。調査は継続中であるが、北海道、東京都、滋賀県、京都府といった地域の事務所で働く弁護士へのインタビュー調査を通じて、事務所の規模や地域によって、弁護士の労働環境が大きく異なることが明らかになってきた。たとえば、都心の大規模事務所では会社法務が仕事の中心であり、個々の案件の中身にともなう仕事量の多少がストレス経験に直結するのに対して、個人事務所では、個々の案件の中身もさることながら、依頼者との関係に疲弊する弁護士が少なくないことがわかった。さらに、弁護士のストレス経験を緩和する（あるいは増幅する）要因として、職場である弁護士事務所の人的環境が重要であるとの知見も得た。また、弁護士の労働環境には、職務固有の問題として以前から認知されていたものと、司法改革後の弁護士の急増にともなって、あらたに問題視されるようになったことがあり、今後精査していく必要性を確認した。</p> <p>次年度は、インタビュー調査を継続するとともに、質的調査で得られた知見を検証するための量的調査の可能性についても検討し、そのための準備を進めていく予定である。</p>	